

地方公共団体名	横浜市
---------	-----

1. 設置されている保健・福祉に関する事務所等

事務所等名	箇所数
福祉事務所	18
保健所（市町村保健センター）	18
児童相談所	3
婦人相談所	
身体障害者更生相談所	1
知的障害者更生相談所	1
精神保健福祉センター	1

2. 統合事務所の概要

統合事務所名	福祉保健センター
統合事務所箇所数	18箇所
統合時期	平成14年1月

横浜市では、住み慣れた地域において誰もが個人としての尊厳が守られ、その人らしい生活を送ることができる社会の実現のために、保健・医療・福祉が連携した地域ケアシステムの充実に取り組んできました。

平成4年に「福祉保健相談室の設置」、平成6年に「保健所の区役所編入」と「福祉保健サービス課の設置」を行い、高齢者に対する福祉保健サービスの一体化を図りました。

また、平成9年には「子ども・家庭支援センター」を保健所に設置し、子育て、不登校等の様々な対応と、子ども分野における地域支援体制の基盤づくりを進めてきました。

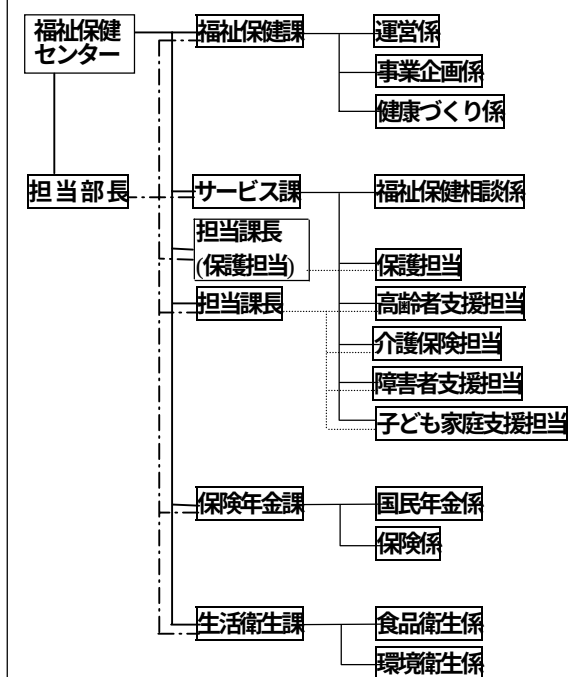
こうした取組を経て、平成14年1月に、区福祉部（福祉事務所）と保健所の組織を統合し、「福祉保健センター」を区役所に設置しました。

横浜市の福祉保健センター（以下「セン

ター」という。）の特徴としては、

- ① 福祉事務所条例及び保健所条例を廃止し、福祉保健センター条例を制定することにより、福祉に関する事務所と保健所を法定行政機関として統合したこと、
- ② 福祉と保健に関するすべての相談を1つの窓口で受けとめるため、総合相談窓口を設置したこと、
- ③ 総合的な福祉保健サービスを組み立てるため、福祉事務所と保健所の業務を一体的に取り扱う対象者別支援組織を、係単位で編成したこと、
- ④ 対象者別支援組織への再編により、社会福祉職と保健医療職が日常的に共同して課題解決に取り組める体制を確立したこと、
- ⑤ 地域ニーズを受けとめ、主体的な取組を進めるため、福祉と保健に関する企画調整を行う事業企画係を設置したこと、などです。

【福祉保健センター組織図】



3. 統合効果

(1)住民サービスの向上

これまで、子どもに関する相談について、保育所入所のことは福祉事務所、育児のことは保健所と別々の窓口で対応してきました。

センターができてからは、サービス課福祉保健相談係が、福祉・保健に関する総合相談窓口となり、子どもから高齢者まで様々な相談に、一つの窓口で対応することが可能になりました。窓口が一元化されたことで、案内がしやすくなったとともに、両方の窓口を利用する市民からは、わかりやすく便利になったとの声をいただいています。

福祉保健相談係では、福祉・保健の相談を総合的に受けとめることから始め、相談内容を整理し、サービス提供の必要性、サービス調整の方向性等について判断し、対象者別支援を行う各支援担当に引き継いでいます。

課題が明確で、初期の援助方針が明確な場合は、相談票により各支援担当に引き継ぎますが、課題が複雑で、各支援担当にまたがったり複数の職種に関係する場合は、相談票をもとに関係者が集まってカンファレンスを行い支援方法の検討を行っています。

福祉保健相談係は、原則として初回相談に対応し、支援担当に引き継いだ後の相談は各支援担当が対応します。

なお、住民サービスが向上した具体的な事例については別紙（P1～P5）のとおりです。

(2)組織・人員

センターの組織は、区福祉部（福祉事務所）と保健所の組織を再編し1部4課体制とし、福祉事務所長と保健所長を兼ねる福祉保健センター長が、組織の責任者として一元的に統

括します。

このうちサービス課には、福祉・保健に関する相談からサービス提供まで一体的に対応できるよう、総合相談窓口である福祉保健相談係と、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の対象者別に再編成した支援担当をおいています。

支援担当は、社会福祉職、保健師、医療ソーシャルワーカー、助産師等の専門職と事務職で構成しています。

重複したニーズを持つ利用者に対しては、必要に応じて各支援担当の職員が連携して、ニーズにあった支援を展開しています。

サービス提供を柔軟に横断的に行っていくには、関係者チームでのカンファレンスが不可欠です。このようなカンファレンスを組織的、日常的に行うことによって、センターとしての援助のレベルを保ち、またサービスの質を高めるための技術や実知的知識の共有化を図っています。

さらに、住民サービスの向上に資するため、福祉保健センター職員研修として、福祉・保健両分野の職員を対象に次のような研修を行っています。

・階層別研修

福祉保健センター新任職員研修
同新採用職員教育担当者研修
同管理職研修 等

・課題別研修

市民との協働のあり方研修
個人情報保護・情報開示研修
介護予防ケアマネジメント研修
相談援助業務研修
痴呆性高齢者ケアマネジメント研修 等

(3)施設・設備

区福祉部（福祉事務所）と保健所は基本的に同じ区役所の庁舎内にあったため、センター設置に伴い、庁舎内におけるレイアウト変更で対応しました。

レイアウトの再編にあたっては、市民のわかりやすさに配慮するとともに、総合相談に利用する相談室、面接室について、プライバシーの保護に配慮し、相談対応に不足がないようスペースの確保に努めました。

また、福祉保健サービスの一体的な提供と、十分な業務連携がはかれるよう、組織が分断しないよう同一フロアに一体的に配置するよう努めました。

庁舎の管理面における効果としては、会議室などを共用することにより有効活用がはかれるようになったこと、訪問活動用の公用車などを統一して共用することで、効率的な運用が可能になったことなどがあげられます。



(4)行政運営

福祉事務所の管轄区域と保健所の管轄区域は従来から行政区で一致していましたが、センターとして組織統合したことで、区域にお

ける福祉と保健の一体的な施策展開を図っています。

福祉保健課事業企画係では、福祉と保健に関する市民からのニーズを的確に把握し、様々な地域活動と連携しながら、区独自に主体的な施策が展開できるよう、福祉保健施策の総合的な企画調整を行っています。

また、これまで福祉事務所、保健所それぞれで開催していた類似の会議を共催、統合するなど業務の効率化を進めるほか、福祉・保健に関する統計調査を統合・削減して整理し、取りまとめた統計結果は事業企画係が一元管理して、事業の企画に活用しています。

健康危機管理については、関係機関との連携を強化しながら、必要時に臨機応変で組織的な対応ができるよう、事業企画係がセンター内の各課・係が把握する情報の一元化をはかり、統一的な対応を行う司令塔の役割を果たしています。

業務のOA化については、生活保護、福祉5法、介護保険サービスについてシステムが稼働しており、事務の効率化を図っています。今後、保健業務を取り込んだ新たなシステムの構築が課題となっています。

また、利用者に関する記録については、各専門職が連携し、組織として情報管理を行い、担当者間で情報の共有化がされることが必要であり、利用者記録の一本化を目指し、共通の記録様式を定めて使用しています。

今後は、区における地域福祉保健計画の策定や介護予防、子育て支援などの課題に取り組む中で、さらにセンター内における横断的な連携と情報の有効活用を図っていく必要があります。

担当：横浜市福祉局地域福祉課 （福祉保健センター担当） 衛生局保健政策課 （福祉保健センター担当）	
TEL	045-671-4048 045-671-2451
FAX	045-664-3622 045-663-4469

(別紙)

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について	
対 象 者 の 区 分	●障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ○こころの健康 ●高齢者 ○児童(児童虐待防止、子育て支援) ○難病 ○その他()
当該対象者の概要	年齢／性別：60歳代・女性 疾患等：中度知的障害者・うつ病 家族：夫と二人暮らしだが、夫の長期入院により単身生活となる その他：在宅サービス未利用者
これまでの経過	夫が入院した半年後、家事がうまくできず栄養失調状態になり、精神症状悪化により一時的に入院となる。退院後の在宅生活についての支援計画が必要となる。
保健・福祉の連携状況	在宅福祉サービス利用のために知的障害者担当・高齢者担当が連携して介護保険制度と障害者福祉制度や地域資源等を利用したケア体制を調整した。 退院後は在宅生活支援のために、ケアマネジャーを始めMSW(メディカルソーシャルワーカー)・栄養士・歯科衛生士等も含めたケアチームができた。
サービス向上のポイント	複合的ニーズのある対象者支援に対する相談や関係者連携が即時にしかも身近で行え、ケアチーム体制構築が円滑に行えた。

住民サービスの向上に関する具体的な統合効果について	
対 象 者 の 区 分	●障害者 ○母子家庭 ○婦人保護、DV ●こころの健康 ○高齢者 ○児童（児童虐待防止、子育て支援） ●難病 ○その他（ ）
当該対象者の概要	年齢／性別：30代後半の女性 疾患等 ：多発性硬化症（難病）、身体障害2級（肢体） 家族 ：単身 その他 ：民間アパート2階、生活保護受給中
これまでの経過	発病以来、家族との接触を断ち単身生活、生活保護担当以外の役所との接触も拒否している。 身体状況の悪化と共に「引きこもり」状態にある。 被害妄想的言動もあり、精神科の受診の必要もあるが本人に病気の認識がない。
保 健 ・ 福 祉 の 連 携 状 況	生活保護担当CWと障害者支援担当保健師が中心になって対応した。 本人の現状から、精神障害者支援担当のMSW、身体障害者担当CWの四者連携で対応している。 福祉保健センター発足後は連携はスムーズに行われている。
サ ー ビ ス 向 上 の ポ イ ン ト	必要なスタッフが一同に対応できる。 本人情報が複数チャンネルから入り共有化が容易である。 （本人の「拒否」により、有効な介入が十分出来ない現状があるが、必要なモニタリングを継続し、カンファレンスを実施し介入機会の模索と危機介入に備えている。）

